

四国森林管理局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成28年1月12日)

開催日及び場所		平成27年12月7日(月曜日) 四国森林管理局 1階会議室			
委員		坂本伸廣 (税理士) 西森やよい (弁護士) 斉藤章 (公認会計士)			
審議対象期間		平成27年 7月 1日～平成27年 9月30日			
審議対象案件		92件 うち、1者応札案件 32件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件		28件(抽出率30%) うち、1者応札案件 8件 (抽出率25%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		5件 うち、1者応札案件 3件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		該当なし	
	業務	一般競争		4件 うち、1者応札案件 0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		該当なし
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		1件
	物品・役務等	一般競争		10件 うち、1者応札案件 5件	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		2件	
随意契約(その他)		6件			
(特記事項) なし					

	意見・質問	回答等
委員 ら の 意 見 ・ 質 問 そ れ に 対 す る 回 答 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事関係の落札率が予定価格に対してどれも9割強と非常に高いものとなっているが、だれもが予定価格に近い金額を積算できるものなのか。 ・ 事業宿舎の解体撤去調査設計業務を行っているが、事業宿舎の解体を行い撤去するのに調査設計が必要なのか。 ・ 収穫調査の入札で競争参加資格に「国有林野の管理経営に関する法律第6条の5第1項の規定に基づき指定された者であること」とあるが、これはどういうことか。 ・ 調査・設計業務の入札で総合評価落札方式を採用するにあたり価格基準等はあるのか。 ・ 素材生産事業の入札を総合評価落札方式で実施しているが、一般競争入札方式と総合評価落札方式との選択の基準は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の積算要領、労務単価、資材単価等は公表されており、細かな工事内容や図面等も森林管理署で閲覧できることから、予定価格に近い金額を積算できるものとする。 ・ 事業宿舎解体撤去調査設計業務の内容は現地調査、アスベストの調査・分析、解体作業のための図面の作成、個別解体撤去費積算、産業廃棄物処理費積算となっており、解体を予定している事業宿舎は非常に古く、解体撤去に係る予定価格を積算する基礎となる図面類が整備されていなかったことから発注を行った。 ・ 収穫調査業務は国の財産を売り払う調査のため、公正に調査を行うことのできる信用確実な者を指定調査機関として予め指定し、その指定された者を入札に参加できることとしている。 ・ 成果物の品質確保を図るため応札者の技術力等が求められることから、予定価格が1,000万円を超えるものとしているが、業務内容によっても違いがあり、実施設計業務は予定価格が500万円を超えるもの、地すべり機構調査業務、流域別調査業務、全体計画調査業務についてはすべてを総合評価落札方式としている。 ・ 素材生産事業では木材を搬出する際、架線及び高性能林業機械を使用しているが、架線を使用する場合は応札者の間に技術的な差異が生じないため一般競争入札方式を、高性能林業機械を使用する場合は、機械に適した路網の整備が必要であり、専門知識や技術及び創意等が求められることから総合評価落札方式を採用している。
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし